

# 平成28年熊本地震復旧支援融資のご案内

## 災害復旧費（特別災害）

### 1. 融資対象

#### ●対象となる学校法人等

- 学校法人
- 準学校法人

※ただし、事業団借入金の償還金(利息、延滞金を含む)を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

#### ●対象となる学校

熊本地震により被災した次の学校

- 私立学校(大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園)
  - 私立専修学校
  - 私立各種学校
- 修業年限が2年以上のものに限ります。

#### ●対象となる事業

- 激甚災害の指定に基づき国から補助金の交付を受けた災害復旧事業
- 平成28年度第2次補正予算により補助金の交付を受けた私立専修学校及び各種学校の災害復旧事業

### 2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	1～5年目：無利息 6～7年目：0.01% 8年目以降：0.01% (平成28年11月現在。金利は毎月変わりますので、最新の金利は事業団ホームページにてご確認ください)
償 還 方 法	25年(うち据置5年以内)以内の元金均等返済
融 資 額	原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資額となります。 ①事業査定額：補助金の額と同額以内 ②資産査定額：純資産(貸借対照表の総資産－総負債)の40% ③担保査定額：担保物件評価額の80%以内
担 保	原則として土地及び建物 (事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です)
連 帯 保 証 人	不要

# 平成28年熊本地震復旧支援融資のご案内

## 災害復旧費（一般災害）

### 1. 融資対象

#### ●対象となる学校法人等

- 学校法人
- 準学校法人
- 学校法人及び準学校法人以外で私立学校を設置する法人等

※ただし、事業団借入金の償還金（利息、延滞金を含む）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

#### ●対象となる学校

熊本地震により被災した次の学校

- 私立学校（大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園）
  - 私立専修学校
  - 私立各種学校
- 修業年限が2年以上のものに限ります。

#### ●対象となる事業

特別災害以外の災害復旧事業

（市区町村長又は消防署長の「罹災証明書」または「被災証明書」（ともにコピー可）が必要です）

### 2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	1～5年目：無利息 6～7年目：0.01% 8年目以降：0.01% （平成28年11月現在。金利は毎月変わりますので、最新の金利は事業団ホームページにてご確認ください）
償 還 方 法	25年（うち据置5年以内）以内の元金均等返済
融 資 額	原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資額となります。 ①事業査定額：原形復旧査定事業費の80%以内 ②資産査定額：純資産（貸借対照表の総資産－総負債）の30% ③担保査定額：担保物件評価額の80%以内
担 保	原則として土地及び建物 （事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です）
連 帯 保 証 人	不要

# 平成28年熊本地震復旧支援融資のご案内

## 教育環境整備費（災害復旧経営資金）

### 1. 融資対象

#### ●対象となる学校法人等

- 学校法人
- 準学校法人
- 学校法人及び準学校法人以外で私立学校を設置する法人等

※ただし、事業団借入金の償還金（利息、延滞金を含む）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

#### ●対象となる学校

熊本地震により被災した次の学校

- 私立学校（大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園）
- 私立専修学校
- 私立各種学校

修業年限が2年以上のものに限ります。

#### ●対象となる事業

災害により被災した学校法人で、被災の程度の著しい学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金

（市区町村長又は消防署長の「罹災証明書」または「被災証明書」（ともにコピー可）が必要です）

※「被災の程度が著しい」とは、建物等の被災の内容が原則として「全壊」「大規模半壊」「半壊」に該当する場合とします。なお、写真等により被害状況を確認させていただきます。

### 2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	1～5年目：無利息 6年目以降：0.01% （平成28年11月現在。金利は毎月変わりますので、最新の金利は事業団ホームページにてご確認ください）
償 還 方 法	7年（うち据置3年以内）以内の元金均等返済
融 資 額	原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資額となります。 ①事業査定額：対象支出（※）の80%以内 ※資金収支計算書における施設関係支出以外の支出の計とします。 ②資産査定額：純資産（貸借対照表の総資産－総負債）の30% ③担保査定額：担保物件評価額の80%以内
担 保	原則として土地及び建物 （事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です）
連 帯 保 証 人	不要